

公認会計士のインサイダー取引について

平成 20 年 3 月 18 日
日本公認会計士協会
会長 増田 宏一

- 1 . 本日、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、インサイダー取引を行った公認会計士に課徴金 134 万円の納付命令を出すよう勧告がありました。
本件は、大手監査法人に所属していた公認会計士(平成 19 年 6 月に監査法人を退職)が、当該監査法人の被監査会社である上場会社の監査に監査補助者として従事し、監査の過程で入手した情報をもとに、平成 19 年 3 月 12 日から 20 日までの間において、同社の株式 261 株を売りつけたものであります。
- 2 . 日本公認会計士協会(以下、協会という。)は、去る 3 月 3 日、公認会計士がインサイダー取引を行った疑いがあるとして調査を受けている旨の新聞報道等があったことから、同日、会長名で「公認会計士のインサイダー取引をめぐる証券取引等監視委員会の調査について」を公表し、直ちに当該監査法人及び公認会計士個人に対して事実確認等の調査に着手するとともに、監査法人の内部管理体制等についてもヒアリングを行ってまいりました。協会は、当該公認会計士については、調査結果を踏まえて、自主規制機関として、懲戒処分等の検討を行っており、近日中に厳正な結論を出すこととしております。
- 3 . 協会は、今回の事件を踏まえ、すべての公認会計士及び監査法人(以下「監査事務所」という。)に対して、再発防止のため直ちに次の措置に取り組むよう要請いたします。
 - (1) 職業倫理遵守のための内部管理体制の整備及びその運用状況を自己点検し、改善すべき点があれば直ちに是正措置を講じること。
 - (2) インサイダー取引規制は監査事務所のすべての構成員(社員、監査補助者及び事務職員等)が対象となっていることから、監査事務所における職業倫理研修の再確認を行うこと。また、協会としても次の対策を講じることとしております。
 - (3) 協会が実施する品質管理レビューにおいて、上記(1)の自己点検状況をレビュー対象とし、監査事務所の自己点検の状況及び是正措置についてチェックする。
 - (4) 協会の実施している、公認会計士試験合格者を対象とした実務補習及び公認会計士全員に受講義務を課している継続的専門研修における職業倫理研修の強化を図る。
- 4 . 最後に、資本市場の信頼性を確保するという重要な社会的使命を担っている公認会計士がかかる違法行為を行うことは、公認会計士監査の信頼性の根底を揺るがすものであります。監査事務所の管理体制が如何に整備され有効に運用されていても、インサイダー取引の防止には限界があり、基本的には、公認会計士が社会的使命を自覚しているかどうかにかかっております。その意味において、各会員に対しまして、改めて、会計プロフェッションとしての職業倫理観の保持を要請するものであります。

以上